

令和2年度鳥取県献血推進計画

1 計画の位置付け

本計画は「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和31年法律160号）第10条第4項の規定に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度の都道府県における献血の推進に関する計画として定めるものである。

2 献血により確保すべき血液の目標量

(1) 献血種類別の献血目標

献血種類		献血者数（人）	血液量(リットル)
全血献血	200mL献血	60	12
	400mL献血	15,281	6,112
成分献血	血小板成分献血	2,070	1,119
	血漿成分献血	5,418	2,920
合 計		22,829	10,164

(2) 二次医療圏毎及び血液センター別の献血種類別献血目標

圏域等	平成27.10.1 国調昼間人口 (20～64歳)	令和2年度献血目標（人）			
		成分献血	400mL献血	200mL献血	合 計
東 部	125,291		3,767	0	3,767
中 部	51,796		1,545	0	1,545
西 部	122,058		3,038	0	3,038
小 計	299,145		8,350	0	8,350
血液センター	—	7,488	6,931	60	14,479
合 計	—	7,488	15,281	60	22,829

(3) 若年層年代別献血者数の目標

令和2年度	10代 (16歳～19歳)	20代 (20歳～29歳)	30代 (30歳～39歳)
目標（人）	963	3,550	4,850

3 目標量を確保するために実施する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動

県（各総合事務所福祉保健局を含む。以下同じ。）、鳥取市保健所、市町村及び採血事業者は、連携・協力して以下の活動を実施する。

ア 広報活動の実施

献血に関する正しい知識の普及、献血への協力意識の高揚を図るため、ポスター、パンフレット等啓発資料を作成、配布する。

また、新聞、ラジオ、テレビ等により、広く県民に対し献血思想の普及啓発に努める。

イ 「愛の血液助け合い運動」「はたちの献血キャンペーン」等による啓発活動

これらの運動期間を中心に、各種団体、報道機関の協力を得てキャンペーン等を実施し、広く県民に献血への理解と協力を呼びかける。

- (ア) 7月：街頭献血キャンペーン、七夕献血キャンペーン
 - (イ) 1月：はたちの献血キャンペーン
 - (ウ) 2月：バレンタイン献血キャンペーン
- ウ 各種イベント等を利用した啓発
地域住民に対し、各種イベント、講習会等を有効に活用して400mL献血と成分献血への理解と協力を呼びかけるとともに、検査目的での献血を行わないなど安全な血液を確保するための協力を求める。
- エ 若年層献血の推進
献血者の底辺拡大を図るため、高校・大学生等を対象に「街頭献血キャンペーン」、「研修会」等を開催するとともに、高等学校等への訪問・説明を行い、献血への理解と協力を求める。
また、採血事業者は小・中学生やその親を対象に血液センターの親子見学会の開催及び高校生を対象とした「献血セミナー」等を行い、献血への理解を得る。

(2) 計画献血の実施

- ア 県、鳥取市保健所及び市町村は、採血事業者と協議調整し、年間の配車計画に基づき、移動採血車による計画的な献血者の確保を図る。
- イ 県は、採血事業者への委託により二次医療圏毎に献血推進員を配置し、計画的献血を推進するとともに、各総合事務所福祉保健局、鳥取市保健所及び市町村は、献血推進員と連携し、献血目標達成に努める。
- ウ 移動採血車（全血献血）による採血については、1台当たりの献血者を50人を下回ることのないよう努める。

4 献血推進組織等の育成に関する事項

(1) 二次医療圏毎の献血推進協議会等の運営

総合事務所福祉保健局及び鳥取市保健所は、地域住民参加の血液確保対策を推進するため、管轄する圏域毎に献血推進協議会等を開催し、地域における献血推進を図るとともに献血に関する普及啓発を行い献血事業の推進を図る。

(2) 市町村献血推進協議会等

県は、市町村の献血推進協議会等の設置を推進し、地域の献血目標の達成、地域、職場における組織的献血の推進及び献血思想の普及啓発の充実を図る。

(3) 献血者組織の育成

県、市町村及び採血事業者は、献血ボランティア団体の育成に努めるとともに、各事業所等を訪問し、献血者の組織化及び充実強化、新規献血者の確保に努める。
また、採血事業者は、県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の組織化及びこれらの者を対象としたサービスの向上を図る。

5 その他献血の推進に関する事項

(1) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、所要の措置を講ずる。

(2) 災害時等における献血の確保等

県、鳥取市保健所、市町村及び採血事業者は、お互いに連携を図りながら災害時等における献血の受入れ及び血液の安定供給が確保されるよう必要な措置を講ずる。